

令和6年4月24日
企画部総合政策課

行政評価制度の概要

1 行政評価が必要とされる背景

現在、全国各地の自治体や国において「行政評価」に関する様々な取組が行われています。

行政評価の目的、手法等については、実施主体ごとに様々な特徴を有しており、全ての取組を一概に論じることは困難ですが、行政評価が必要とされる以下のような共通の背景があるものと考えられます。

(1) 地方分権の進展

これまでの地方分権改革の取組によって、地方自治体の権限が拡大されました。権限の拡大は、それに見合う責任の発生をも意味し、これからの地方自治体には、新たな権限に見合うだけの政策形成能力が求められていると言えます。

行政評価は、評価の過程を通じて、個々の政策、施策、事業の改善を可能にし、新たな政策立案に向けた判断材料を提供する有効な手段となります。

(2) アカウンタビリティ（説明責任）の確保

アカウンタビリティとは「行政側が行政活動の内容を住民に説明し、理解を求める責任」と言われていますが、本来、行政は納税者に対して税金の使い道等について説明を行う義務と責任を有しているにもかかわらず、行政側がこの義務と責任を十分果たしていたとは言えない状況にあったのもまた事実です。

一方で、市民社会の成熟に伴う住民の行政活動に対する関心の強まり、長引く不況による税負担感の高まり等から、税金の使い道だけでなく、使い道の決定の過程まで含めて明らかにすることが求められるようになっており、行政評価は、この要請に応える有効な手段となります。

(3) 住民の価値観の多様化

経済・社会の成熟化に伴い、住民の価値観もますます多様化しています。その結果、行政に対して寄せられるニーズも多岐にわたり、行政にはこれらのニーズを的確に把握し、対応していく能力が求められるようになっていきます。

ニーズの把握に当たっては、住民を顧客と捉え、顧客の満足度をいかに向上させるかという企業経営的感覚が求められており、行政評価はこの住民のニーズ把握の有効な手段となります。

(4) 自治体の財政難

長引く不況に伴う税収減等により、多くの自治体が財政難に陥っています。これら自治体にとっては財政健全化が喫緊の課題ですが、行政評価は、行政運営の効率化を行う際の有効な手段となります。

以上のような行政を取り巻く環境の変化と行政への要請に対応すべく、本県においても、以下に述べるような行政評価システムを確立、運用するに至りました。

2 本県の行政評価の目的

(1) 説明責任の徹底

県は、県民の信託を受けて県政を運営しているものであり、その行ったこと、行おうとしていることについて、県民に情報を提供し、納得できるように十分説明する義務と責任があります。

行政評価により、県政の運営状況を客観的なデータ等により県民に理解しやすい説明を行うことを基本として、説明責任を全うすることを目指します。

(2) 行政運営における企画立案過程等の透明性の確保

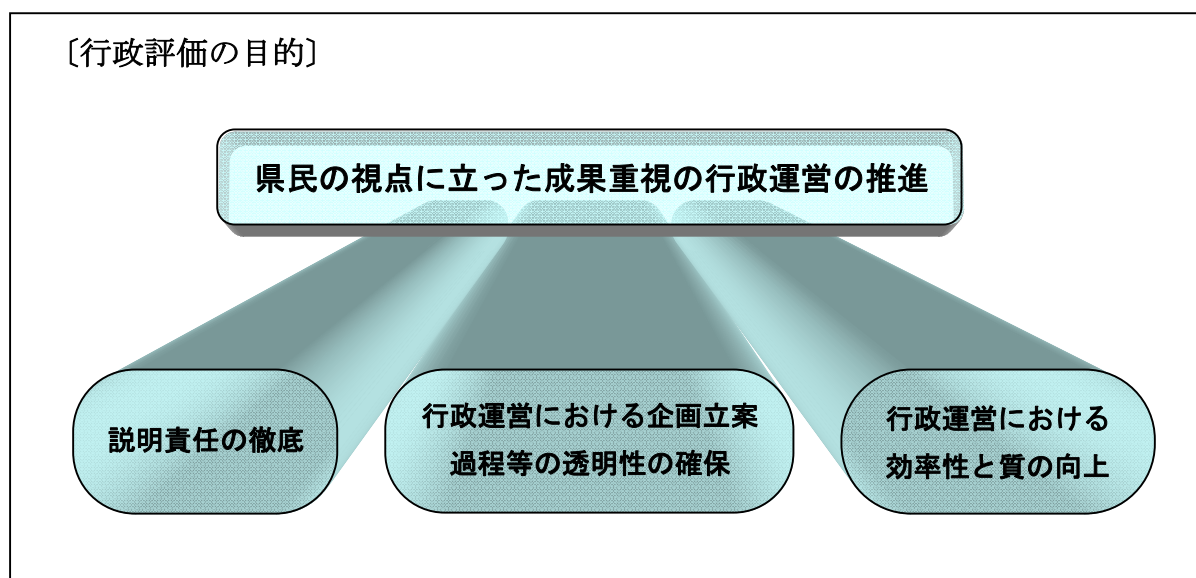
行政評価により、県の施策や事業などの企画立案及びそれに伴う予算編成等の、行政上の意思決定に係る内容及び過程に関する情報について、県民にとって常に明らかである状態を形成することを目指します。

(3) 行政運営における効率性と質の向上

行政評価により、行政運営上、最小限の労働、予算、物質等の投入量で、最大限の成果を上げることを目指します。

(4) 県民の視点に立った成果重視の行政運営の推進

「説明責任の徹底」、「行政運営における企画立案過程等の透明性の確保」、「行政運営における効率性と質の向上」を通じて、これまでの「何をやったか」中心の行政運営から「どのような効果を上げたのか」中心の行政運営に転換を図り、更に推進することを目指します。



3 導入の経緯

(1) 「宮城県行政改革推進計画」の策定（平成10年度）

本県では、平成10年12月に「宮城県行政改革推進計画」を策定し、同計画において、事務事業システム改革を行うために、政策評価、執行評価（現在の施策評価）、大規模事業評価、事務事業総点検、事業箇所評価の5つの個別評価制度で構成する「行政評価システム」を構築することとしました。

(2) 各評価制度の導入（平成10年度～12年度）

平成12年度までに、「宮城県行政改革推進計画」において導入することとされていた5つの個別評価制度及び国の基準に準拠して行われた公共事業再評価の計6つの評価制度の導入（試行含む。）が完了しました。

(3) 宮城県行政評価要綱・行政評価委員会条例の施行（平成13年度）

それまで、公共事業再評価においては公共事業評価監視委員会、大規模事業評価においては大規模事業評価委員会をそれぞれ要綱に基づき設置・運用していましたが、政策評価、執行評価の本格実施にあわせ、県の附属機関として新たに宮城県行政評価委員会を条例により設置し、各評価については、委員会に置かれる部会（政策評価部会・大規模事業評価部会・公共事業評価部会）で調査審議することとしました。

また、同委員会設置を機に、既に導入した6つの行政評価制度について、県の行政評価システムとして体系的・統一的な運用が行われるよう、評価制度全体に共通して規定すべき基本的事項について宮城県行政評価要綱で決めました。

(4) 行政活動の評価に関する条例の施行（平成14年度）

行政評価制度が県の行政のマネジメントシステムを確立する上で必要な恒常的仕組みであり、また、県民に対するアカウンタビリティ（説明責任）を確保するための基本的仕組みであることから、行政評価に関する手続きを条例によって定めることとし、平成13年12月25日に、全国の自治体初の行政評価条例を制定しました（施行は平成14年4月1日）。

(5) 行政活動の評価一部見直し（令和3年度）

事業箇所評価は、平成23年度以降休止していたが、評価休止10年間不都合が無かったこと、全国的に同種評価を実施している県がわずかであることを考慮し、廃止することとしました（施行は令和3年4月1日）。

公共事業
再評価

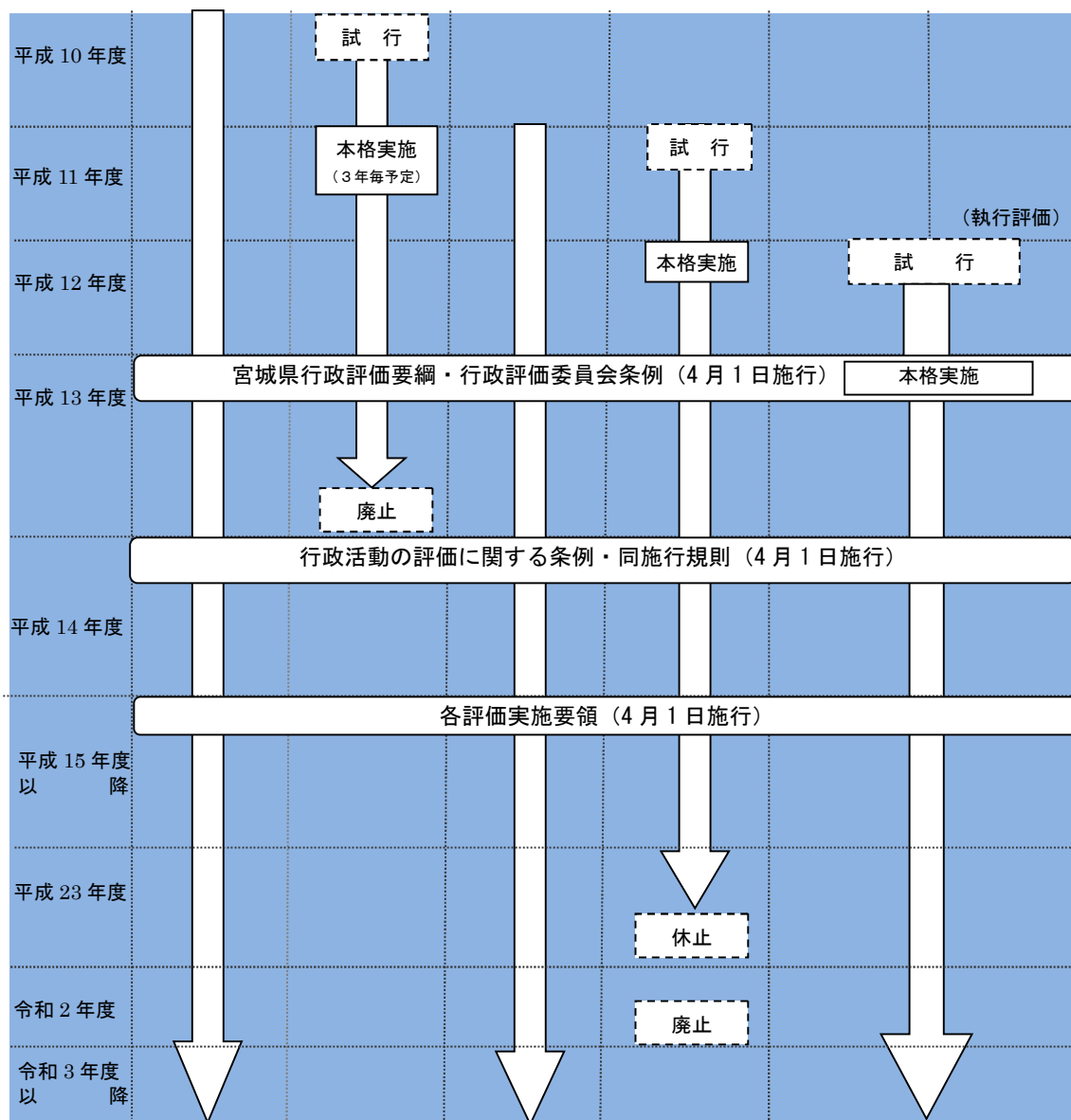
事務事業
総点検

大規模事業
評価

事業箇所
評価

政策評価

施策評価

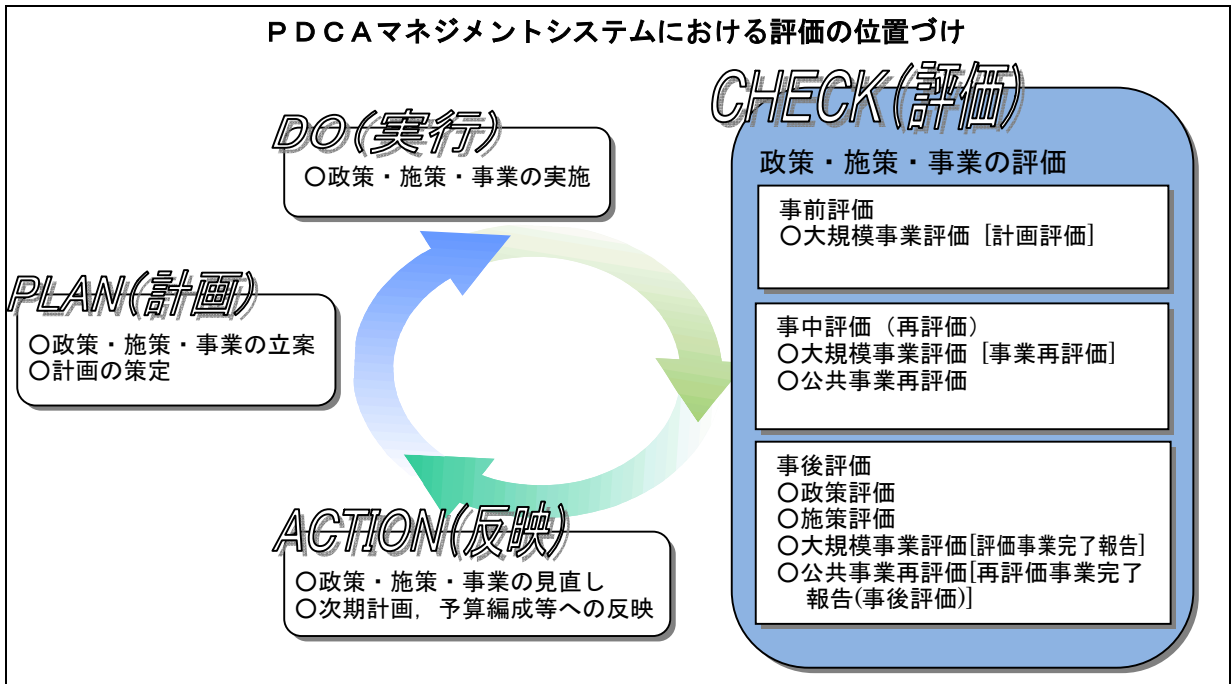


4 評価の構成・種類・手続き等

(1) PDCAマネジメントシステムにおける行政評価の位置づけ

政策，施策，事業の立案を行い，施策を展開，事業を実施した後にその実績について，あるいは事業を実施する前（あるいは実施中）に，その計画について，「必要であるか」，「有効であるか」，「効率的であるか」等の観点から評価し，その結果を，企画立案，実施（継続）可否判断等に反映させます。

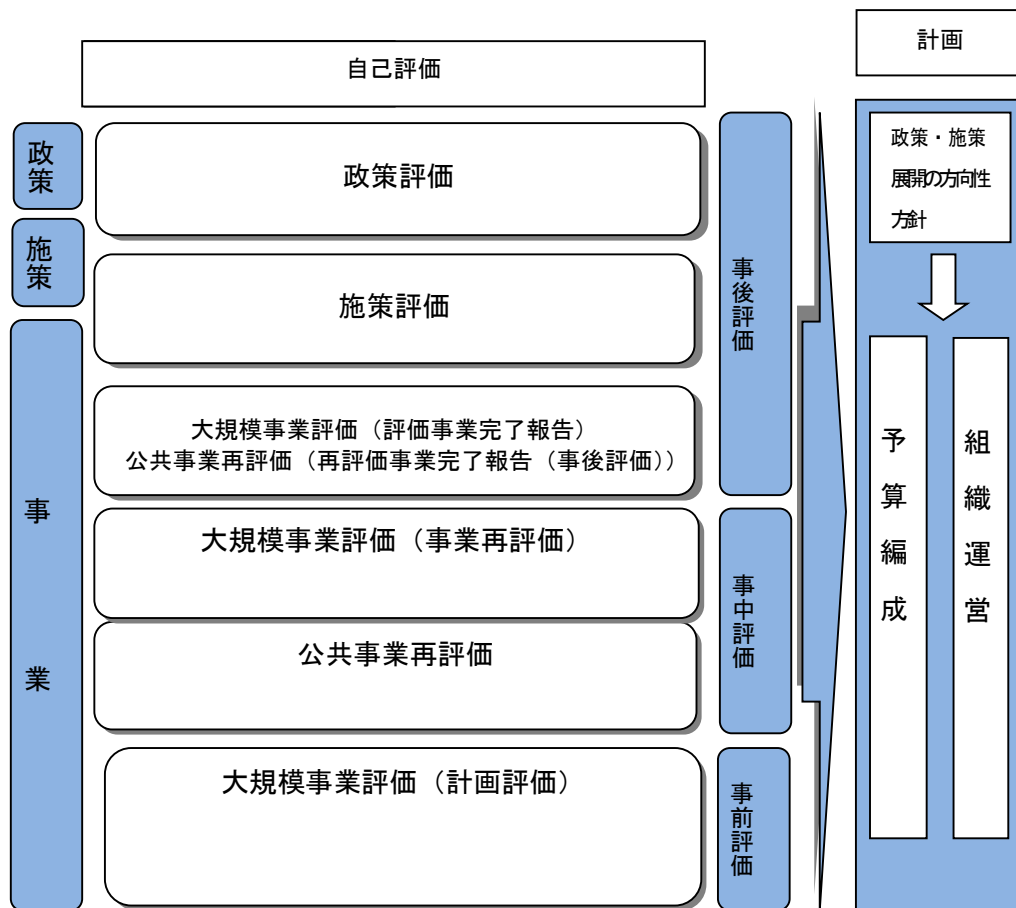
(2) 評価の構成



本県の評価制度は、評価対象（政策，施策，事業），評価時点（事前，事中，事後）に応じ、「政策評価」「施策評価」「大規模事業評価」「公共事業再評価」の4つの個別評価から成ります。

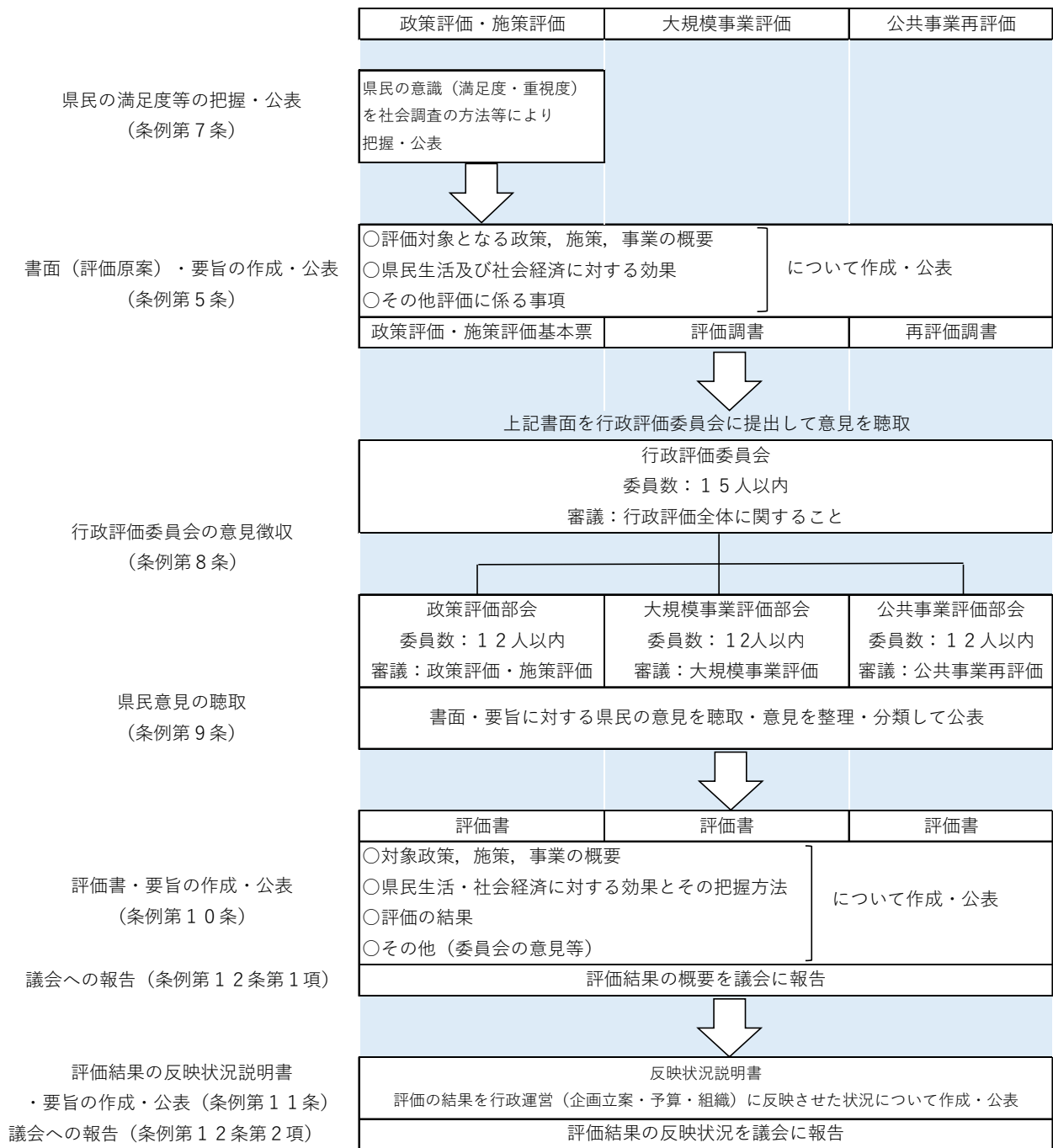
名称	主たる目的	対象	第三者評価	導入年度
政策評価	政策の成果の評価，課題等の検証	「新・宮城の将来ビジョン」で定めた政策及び同政策を構成する施策	有	H12 試行 H13 本格実施
施策評価	施策の成果の評価，課題等の検証	「新・宮城の将来ビジョン」で定めた施策及び同施策を構成する事業	有	H12 試行 H13 本格実施
大規模事業評価	大規模事業の事業推進の妥当性の判定	事業費 100 億円以上の公共事業 事業費 30 億円以上の施設整備事業 (老朽化に伴う改築事業等であって一定の要件を満たすものを除く。)	有	H11 導入
公共事業再評価	実施中の公共事業の継続の妥当性の判定	着手から一定期間を経過した公共事業	有	H10 導入

評価の構成



(3) 評価の手續

4つの個別評価は、条例に規定する共通の手續により一元化されており、基本的には、まず県が自己評価を行い、その評価内容について県民及び行政評価委員会の意見を聴いた上で、県が最終的な自己評価を行います。



(4) 行政評価委員会(条例第8条)

① 行政評価委員会の役割

県が行う行政評価に対する透明性、客観性を高めるため、知事の諮問に応じ、県が自ら行う評価のうち、政策評価・施策評価、大規模事業評価、公共事業再評価に関し、調査審議し答申することになっています。

② 審議

【行政評価委員会】

- ・行政評価に関する重要事項の審議(行政評価条例の改正, 行政評価の全体構成の審議等)
- ・行政評価に関する基本事項の審議(個別の評価システムに関する評価対象や評価手法の審議)
- ・部会の審議結果に対する意見交換

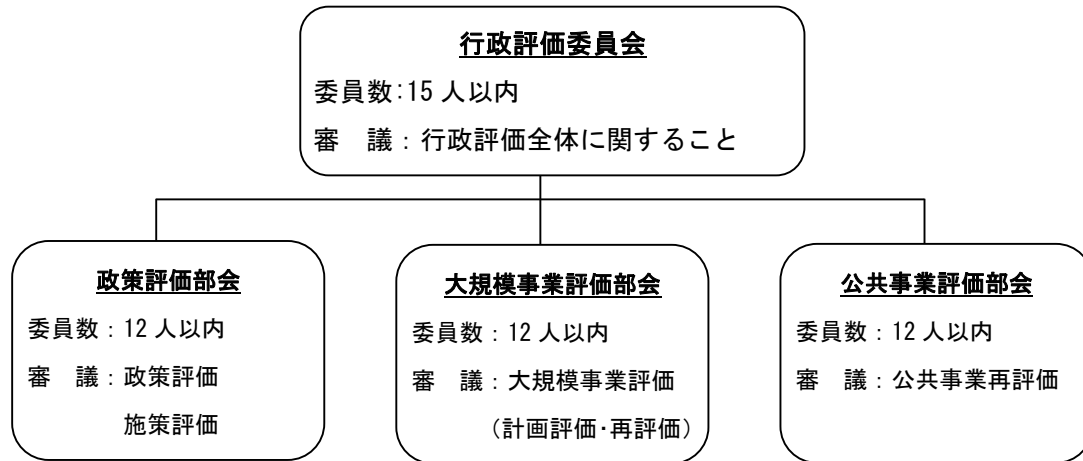
【行政評価委員会の部会】

- ・ 政策評価・施策評価に関する調査審議
- ・ 大規模事業評価に関する調査審議
- ・ 公共事業再評価に関する調査審議

③ 設置

地方自治法上の附属機関として「行政評価委員会条例」（平成13年4月施行）に基づき設置しています。

④ 組織



⑤ 開催

行政評価委員会：年1～2回程度　各部会：必要に応じて随時

⑥ 委員構成

透明性・客観性の確保，専門的調査審議，多元的な評価，多様な意見の反映，委員会と部会の役割分担，実効的で充実した審議を委員構成の基本方針とし，専門分野を設定し，学識経験者や実践的な知見を有する第三者で構成しています。

(5) 県民意見の聴取（条例第9条）

評価対象の政策，施策，事業の概要や評価に関する事項などを記載した書面を作成した後，県民の意見を聴き，その意見を評価に適切に反映させることになっています。

① 県民意見聴取の対象

政策評価・施策評価，大規模事業評価及び公共事業再評価

② 聴取の方法

県が評価原案（条例第5条第1項の書面）を作成し，公表した後速やかに，2週間以上の期間を設けて公募します（受付は郵便，ファクシミリ，電子メール等）。

③ 対応

聴取した意見は，適切に整理・分類して公表し，その対応を取りまとめ，評価に適切に反映させるとともに，評価への反映状況を記載した書面を作成し公表します。

(6) 公表(条例第5条2項, 3項ほか)

① 公表する事項

- ・評価に関する事項を記載した書面
- ・県民意識調査の結果(政策評価・施策評価のみ)
- ・県民の意見及びその反映状況
- ・評価書及びその要旨
- ・評価結果の反映状況 等

② 公表の方法

- ・インターネットを利用したホームページ等への掲載
- ・県政情報センター等での閲覧
- ・マスコミを通じた公表(報道発表) 等

(7) 議会への報告(条例第12条)

評価結果の概要や予算編成等への反映状況を議会へ報告しています。

○政策評価・施策評価

9月議会：評価結果の概要

2月議会：評価結果の反映状況

○大規模事業評価

評価終了後直近の議会：評価結果の概要

着手に関する事業予算を議決する議会：評価結果の反映状況

○公共事業再評価

評価終了後直近の議会：評価結果の概要

2月議会：評価結果の反映状況